

派遣留学単位互換申請要領

<対象者>

派遣留学生のうち、派遣留学から帰国後教務課留学支援係（派遣担当）に、帰国手続きに必要な所定の書類を提出し、帰国手続きを完了した方が対象です。

（ただし、5年一貫教育システム参加者が学部4年次に出発する場合には、留学期間の途中でであっても単位互換の申請が許可される場合があります。詳細は個別に教務課留学支援係にお問い合わせください。）

<科目認定と振替認定について>

科目認定 → 1. 科目認定について を参照してください。

派遣留学中に履修した授業科目の内容、留学先で取得された単位及び授業時間数に応じ、「派遣留学特別講義」として単位認定されます。審査は3か月程度かかります。

振替認定 → 2. 振替認定について を参照してください。

派遣留学中に履修した授業科目の内容及び授業時間数に応じ、本学が開講する授業科目に振り替えて単位認定されます。審査は4～5か月程度かかります。認定する本学の科目は、派遣留学期間の年度に開講している必要があります。

<科目認定と振替認定の違い>

	科 目 認 定	振 替 認 定
①審査期間	3か月程度	4～5か月程度
②単位数	授業時間数、ECTSにより換算	振替先の科目の単位数
③成績証明書上の表記	「派遣留学特別講義（英語科目名）」	本学の授業科目名
④算入できる科目区分	別表を参照	本学の授業科目の算入先

1. 科目認定について

<単位換算方法>

- ・授業時間数により単位換算する場合は、**2単位あたり1365分**が授業時間数の基準となります。

ただし、実習やラボについては1365分で1単位が基準となります（小数点以下切り捨て）。

（例） 総講義時間 2,000分 = 2単位 （計算式：2,000 ÷ 1,365 × 2 = 2.93）

講義時間 1,000分 + ラボ 700分 = 1単位

（計算式：(1,000 + 700 ÷ 2) ÷ 1,365 × 2 = 1.978）

- ・ECTSで単位換算する場合は、**1ECTSを0.8単位**（小数点以下切り捨て）として換算します。

（例） 派遣先取得単位 4ECTS = 3単位 （計算式 4 × 0.8 = 3.2）

<科目区分>

- ・学部教育科目・全学共通教育科目のいずれかを選択して申請してください。所属学部相当の内容なら学部教育科目に、それ以外は全学共通教育科目になると考えて申請してください。
ただし、必ず申請した区分で認定されるとは限りません。学部教育科目として申請し、審査で不合格となった場合でも、全学共通教育科目としてあらためて審査され合格すると、全学共通教育科目として認定されることがあります。その場合、審査が複数回にわたるため、認定されるまでに時間がかかります。
- ・学部教育科目・全学共通教育科目のうち、進学要件・卒業要件のどの区分に算入されるかについては、別表を参照してください。
- ・学部教育科目及び全学共通教育科目の中から履修する所定の単位数を超える単位は、自由選択の単位として進学要件・卒業要件に算入されます。
- ・また、2017（平成29）年度以降入学生について、全学共通教育科目として認定され、他学部教育科目に単位が算入される場合、派遣留学に関する科目で1学部分が満たされたとしてカウントします。

<成績証明書の記載>

「派遣留学特別講義（留学先で履修した科目名（英語表記）」が記載されます。成績は、「E（合格）」と記載されます。（GPA対象外）

<提出書類>

「単位互換認定願」1枚（要押印、サイン可）

「別紙1」1枚（manaba上で作成・提出したものをプリントアウトして提出）

「別表2」と以下の①～④又はそれに準ずるもの ※科目毎

① 派遣先大学からのシラバスのコピー（英文に限る。その他の言語の場合は内容に自分で日本語に要約したものをつけること）

下線や余白への記入等により次の内容が分かるようにすること

- ・ 留学先大学で履修した科目名
- ・ 総授業時間数(分) = 1回の授業時間数 × 授業の回数
- ・ 講義の概要

② 英文成績証明書(成績評価・評価基準・ECTS が記載されているもの。コピー可。)

③ 時間割(履修期間・授業時間数(○時間×○回)が記載されているもの)

派遣先大学がECTSを採用している場合も、単位数と授業時間数の相関を確認するためご提出ください(授業時間数の長短は単位換算には影響しません)。

④ **授業内容がわかる資料**(各回の講義内容が記載されているもの(シラバスに科目の概要しか記載がない場合、授業で使用されたスライドやパワーポイント、ご自身が取られたノートや提出されたレポートなど。スライドは授業2～3回分で授業の詳細がわかるもので1科目当たり5～10枚程度)

⑤ 語学授業の互換認定を希望する場合は、レベルが分かるもの

2. 振替認定について

<単位換算方法>

本学の振替先科目が4単位科目の場合は2700分以上、2単位科目は1365分以上が必要授業時間数となります。

留学先の大学で履修した1科目では本学の1科目(4単位又は2単位)の授業内容や基準授業時間数を満たさない場合は、留学先の大学で履修した2科目以上を組み合わせ単位互換することができます。また、留学先の大学で履修した1科目と、本学の2科目以上を単位互換することも可能です。

<単位の扱い方>

本学が開講する授業科目の単位として、進学要件・卒業要件に算入されます。

ただし、必ず申請した科目で認定されるとは限りません。

<成績証明書の記載>

本学が開講する授業科目名が記載されます。成績は、「E(合格)」と記載されます。(GPA対象外)

<振替認定で不合格になった場合>

振替認定で単位互換申請を行い、審査の結果不合格とされた場合、科目認定で再度審査することが可能です。希望する場合は、別紙1と別紙2の該当欄に記入してください。

<提出書類>

「単位互換認定願」1枚（要押印、サイン可）

「別紙1」1枚（manaba上で作成・提出したものをプリントアウトして提出）

「別表2」と以下の①～③又はそれに準ずるもの ※科目毎

（①～④は科目認定と共通です。振替認定の場合、それらに加えて⑤、⑥も提出してください。）

- ① 派遣先大学からのシラバスのコピー（英文に限る。その他の言語の場合は内容に自分で日本語に要約したものをつけること）
下線や余白への記入等により次の内容が分かるようにすること
 - ・ 留学先大学で履修した科目名
 - ・ 総授業時間数(分) = 授業時間数/回 × 授業の回数
 - ・ 講義の概要
- ② 英文成績証明書(成績評価・評価基準・ECTSが記載されているもの。コピー可)
- ③ 時間割(履修期間・授業時間数(○時間×○回)が記載されているもの)
- ④ 授業内容がわかる資料(各回の講義内容が記載されているもの。⑤・⑥の全授業分のスライドやレポートを提出される場合は不要。)
- ⑤ 講義で使用したテキスト等(原本を提出した場合、審査終了後に返却します。)
紙のテキストがない場合は、授業で使用されたスライドやパワーポイント等授業内容の詳細がわかるものを全授業回数分ご提出ください。
- ⑥ 履修期間中に提出したレポート等(④でレポートを提出する場合は不要です。原本を提出した場合、審査終了後に返却します。)

<共通の注意事項① 必要書類について>

申請には「シラバス」、「成績証明書」、「時間割」（履修期間・授業回数・授業時間数の記載されたもの）と「授業の内容がわかる資料」が必要です。（振替認定の場合は、加えてテキスト、レポート等も必要です。）留学中に入手できるものは必ず入手し、保管しておくようにしてください。派遣先大学の事情（シラバスが公開されていない、時間割がない）により必要な資料が揃わない場合であっても、それに相当する資料（オリエンテーションなどで配布された資料、各回の授業で配布された資料など）を提出することによって単位互換申請を行うことは可能です。申請前に一度教務課留学支援係にご相談ください。

<共通の注意事項② 提出期限について>

審査には3～5か月の時間を要するため、9月卒業のための単位互換申請は3月末までに、3月卒業のための申請は、10月下旬までに必要書類を提出してください。なお、単位互換は審査の上で認定されますので、申請通りに認定されるとは限りません。科目申請の学部科目から全学共通科目への再申請、振替認定から科目認定への再申請には、さらに時間を要しますので、時間に余裕を持って申請してください。卒業に必要な単位は、留学開始前までにできるだけ多く取得しておくことをおすすめします。

<共通の注意事項③ 単位互換の上限>

単位互換認定（科目認定及び振替認定）は、本学の科目で**60単位の範囲内（国内の他大学との単位互換制度で取得した単位を含む）**で行われます。

また、週当たりの単位換算上限時間数は、**1050分（1日105分×2コマ×週5日）**です。

<共通の注意事項④ 派遣先で外国語を履修した場合>

本学のクラス制外国語（初級）と同じ外国語の初級レベルの科目を派遣留学先で履修した場合は、単位互換申請の対象外となります。派遣留学先で履修した外国語のレベルの確認を行いますので、レベルが分かる資料を提出してください。

（例）

- ・ 本学のクラス制外国語（初級）：フランス語
派遣留学先で履修した科目：初級フランス語「Elementary French」 →単位互換申請の**対象外**
- ・ 本学のクラス制外国語（初級）：フランス語
派遣留学先で履修した科目：中級フランス語 →単位互換申請の**対象**
- ・ 本学のクラス制外国語（初級）：中国語（フランス語**以外**）
派遣留学先で履修した科目：初級フランス語 →単位互換申請の**対象**

<共通の注意事項⑤ その他>

- ・ 追加書類や確認事項がある場合は、学籍番号のメールアドレス宛に連絡しますので定期的に確認してく

ださい。

- ・書類ご提出時に窓口で書類の内容確認を行いますので、時間に余裕を持ってお越しください。また書類のご準備をされる際、ご不明な点がありましたら前もって電話やメール等でお問い合わせください。
- ・留学期間終了後、先方の大学のシステムにログインできなくなってしまい、単位互換に必要なシラバス等資料が入手できなくなるというケースが頻発しています。その場合、留学先の大学に再入手の可否を問い合わせさせていただくことになりますので、帰国後に単位互換の申請をお考えの場合は、必ず留学中に必要書類を入手して帰国するようにしてください。

＜商学部の方へ＞

- ・「前期ゼミナールⅠ」「前期ゼミナールⅡ」を履修している方で、授業期間中に海外短期留学（サマースクール）に参加する場合、所定の手続きに基づいて商学部教授会で承認された場合に限り、単位を修得できます。詳細については必ず事前に教務課留学支援係（短期留学担当）までお問い合わせください。

＜単位互換に関する連絡先＞

- ・長期派遣留学（1 Semester、2 Semester）に関するお問い合わせ

教務課留学支援係（派遣担当） 電話 042-580-8764

Eメール edu-gs.stu@ad.hit-u.ac.jp

- ・短期留学（サマースクール、語学研修等）に関するお問い合わせ

教務課留学支援係（短期留学担当） 電話 042-580-8175

Eメール g-skills.g@ad.hit-u.ac.jp

3. <Q & A>

1. Q:総授業時間数の中に、試験時間は入れられますか?
A:試験が授業期間中に実施されれば算入できます。授業期間から外れている場合は算入できません。
2. Q:履修した科目が、LectureとTutorialで構成されていましたが、Tutorialは総授業時間に含められますか?
A:Lecture以外のTutorial, Discussion, Session, Labo, Workshop等が、シラバスやWeb等の資料上で参加が求められていることが確認でき、かつ時間数が明確にわかれば総授業時間数に含められます。
3. Q:振替認定の単位互換は、留学先で取得した単位数にかかわらず、受講した授業時間数で単位換算が行われるのでしょうか?
A:はい、振替先の一橋の科目の単位数が2単位なら1,365分以上、4単位なら2,700分以上の受講授業時間数が必要です。それらの授業時間数に満たない場合は、振替認定の申請はできません。
4. Q:学期開始前に参加した語学研修にも単位が付与されていますが、単位互換はできますか?
A:入学期間開始日（オリエンテーション開始日）の前日までは、学籍上一橋大学での「在籍」身分となり、「留学」身分扱いではないため、その前に取得された単位は、単位互換の対象になりません。
5. Q:留学先で履修した科目は、どのような科目でも単位互換申請できますか?
A:語学科目で、本学で履修したクラス制外国語の初級レベルと同等レベルの同言語科目は申請できません。また科目認定で、3・4年生が履修するにふさわしくない所属学部の入門レベルの科目は、申請いただいても、学部教育科目としては不合格となる場合（その場合全学共通科目として再申請可能）がありますのでご注意ください。
6. Q:シラバスがないのですが、シラバスなしで申請はできますか?
A:①もともとシラバスが存在していない場合は、代替書類（授業内容がわかるテキストやスライド等と総授業時間のわかる時間割等）をもって申請可とします。
②留学中に入手し忘れた、帰国後システムにアクセスできなくなり入手が不可というような場合は、ご自身で留学先の大学（担当部署や担当教員）等に問い合わせるなどして、入手後の申請をお願いします。
7. Q:時間割がない場合提出しなくていいですか?
A:時間割がなくても、シラバスに何曜日の何時から何時まで、全何回という情報が載っていればそれで構いません。もしシラバスに、曜日・時間だけしか載っていないような場合は、スケジュール管理画面のスクリーンショット全日程分または、インターネット等でカレンダーを入手いただき、授業のあった日にち・曜日に印等を付けていただき、全回数がかかるようご自身でカレンダーにご記載ください。
8. Q:正式な成績証明書の入手が帰国後2~3か月後になりますが、Web画面からダウンロードした成績証明書で申請はできますか?
A:留学先大学の公印のある正式なものが必要です。やむを得ず入手できない場合等をご相談ください。
9. Q:シラバス等の必要提出書類が現地語で書かれていますが、単位互換申請は可能ですか?
A:英語版がないか必ず確認してください。英語版の入手ができない場合は、各書類の必要な部分の英語または日本語への翻訳をしていただいたうえで申請をお願いします。